

## 平成27年第4回港区議会定例会提出予定案件（概要）

### 議案第106号

#### 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するものです。

#### ○ 内 容

##### （1）議員報酬の額の改定

- ・ 議長 90万円 → 90万5,000円
- ・ 副議長 77万9,000円 → 78万3,000円
- ・ 委員長 64万8,000円 → 65万2,000円
- ・ 副委員長 62万2,000円 → 62万5,000円
- ・ 議員 61万円 → 61万3,000円

##### （2）平成27年度の期末手当の支給月数の引上げ

- ・ 12月支給分 1.55月 → 1.75月
- ・ 3月支給分 0.25月 → 0.40月

※この引上げに伴い、平成27年度の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます（括弧内は、引上げ月数）。

- ・ 3.30月 → 3.65月（0.35月）

##### （3）平成28年度以降の期末手当の支給月数の改定

- ・ 期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します（括弧内は、現行規定からの引上げ月数）。

6月分	12月分	3月分	年 間
1.65月 (0.15)	1.75月 (0.20)	0.25月 (0)	3.65月 (0.35)

- 施行期日 公布の日。ただし、（3）については、平成28年4月1日

- 適用期日 （1）については、平成27年5月1日

### 議案第107号

#### 港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額等を改定するものです。

#### ○ 内 容

(1) 給料の額の改定

- ・ 区長 124万6,000円 → 125万3,000円
- ・ 副区長 100万2,000円 → 100万8,000円

(2) 平成27年度の期末手当の支給月数の引上げ

- ・ 12月支給分 1.55月 → 1.75月
- ・ 3月支給分 0.25月 → 0.40月

※この引上げに伴い、平成27年度の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引上げ月数)。

- ・ 3.30月 → 3.65月(0.35月)

(3) 平成28年度以降の期末手当の支給月数の改定

- ・ 期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)。

6月分	12月分	3月分	年間
1.65月 (0.15)	1.75月 (0.20)	0.25月 (0)	3.65月 (0.35)

- 施行期日 公布の日。ただし、(3)については、平成28年4月1日
- 適用期日 (1)については、平成27年4月1日  
※港区教育委員会教育長の期末手当についても、港区教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条の規定により同様の引上げとなります。

## 議案第108号

### 港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額を改定するものです。

○ 内 容

(1) 給料の額の改定

- ・ 86万7,000円 → 87万2,000円

(2) 常勤の特別職である新たな教育長の給料の額を、現行の教育長の給料月額に教育委員長と教育委員の報酬月額の差額を加算した額とします。

- ・ 87万2,000円 → 93万6,000円

- 施行期日 (1)については公布の日、(2)については常勤の特別職である新たな教育長の任命の日
- 適用期日 (1)については、平成27年4月1日

## 議案第109号

### 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告等を受け、職員の給与を改定するものです。

#### ○ 内 容

##### (1) 給料月額の変改

- ・例：行政職給料表（一）平均改定率 0.38%

##### (2) 平成27年度の勤勉手当の支給月数の改定

- ・平成27年12月支給分の勤勉手当の支給月数を次のとおり改定します（括弧内は、引上げ月数）。

	12月分	年 間
管 理 職 員	1.10月 (0.10)	2.10月 (0.10)
管理職員以外の職員	0.90月 (0.10)	1.70月 (0.10)
再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.525月 (0.05)	1.00月 (0.05)
再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0.425月 (0.05)	0.80月 (0.05)

※この引上げに伴い、平成27年度の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・管 理 職 員 } 4.20月 → 4.30月
- ・管理職員以外の職員 } (0.10月)
- ・再 任 用 職 員 2.20月 → 2.25月  
(0.05月)

##### (3) 扶養親族である子等に係る扶養手当の額を引き上げます。

- ・月額 5,500円 → 6,000円

##### (4) 平成28年度以降の勤勉手当の支給月数の改定

- ・勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します（括弧内は、現行規定からの引上げ月数）。

	6月分	12月分	年 間
管 理 職 員	1.05月 (0.05)	1.05月 (0.05)	2.10月 (0.10)
管理職員以外の職員	0.85月 (0.05)	0.85月 (0.05)	1.70月 (0.10)
再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.50月 (0.025)	0.50月 (0.025)	1.00月 (0.05)

再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.40月 (0.025)	0.40月 (0.025)	0.80月 (0.05)
----------------------	------------------	------------------	-----------------

※この引上げに伴い、平成28年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・管理職員 } 4.20月 → 4.30月
- ・管理職員以外の職員 } (0.10月)
- ・再任用職員 2.20月 → 2.25月  
(0.05月)

(5) 医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の額を引き上げます。

- ・175,100円 → 268,500円

○ 施行期日 公布の日。ただし、(4)及び(5)については、平成28年4月1日

○ 適用期日 (1)及び(3)については、平成27年4月1日

## 議案第110号

### 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するものです。

○ 内 容

(1) 給料月額の変更

- ・改定率 0.30%

(2) 平成27年度の勤勉手当の支給月数の改定

- ・平成27年12月支給分の勤勉手当の支給月数を次のとおり改定します(括弧内は、引上げ月数)。

	12月分	年間
管理職員	1.10月 (0.10)	2.10月 (0.10)
管理職員以外の職員	0.90月 (0.10)	1.70月 (0.10)
再任用職員 (管理職員)	0.525月 (0.05)	1.00月 (0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.425月 (0.05)	0.80月 (0.05)

※この引上げに伴い、平成27年度の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・管理職員 } 4.20月 → 4.30月
- ・管理職員以外の職員 } (0.10月)

・再任用職員 2.20月 → 2.25月  
(0.05月)

(3) 扶養親族である子等に係る扶養手当の額を引き上げます。

・月額 5,500円 → 6,000円

(4) 平成28年度以降の勤勉手当の支給月数の改定

・勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します  
(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)。

	6月分	12月分	年間
管理職員	1.05月 (0.05)	1.05月 (0.05)	2.10月 (0.10)
管理職員以外の職員	0.85月 (0.05)	0.85月 (0.05)	1.70月 (0.10)
再任用職員 (管理職員)	0.50月 (0.025)	0.50月 (0.025)	1.00月 (0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.40月 (0.025)	0.40月 (0.025)	0.80月 (0.05)

※この引上げに伴い、平成28年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

・管理職員 } 4.20月 → 4.30月  
 ・管理職員以外の職員 } (0.10月)  
 ・再任用職員 2.20月 → 2.25月  
 (0.05月)

○ 施行期日 公布の日。ただし、(4)については、平成28年4月1日

○ 適用期日 (1)及び(3)については、平成27年4月1日

### 議案第111号

平成27年度港区一般会計補正予算(第3号)

### 議案第112号

平成27年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

### 議案第113号

平成27年度港区後期高齢者医療会計補正予算(第1号)

### 議案第114号

平成27年度港区介護保険会計補正予算(第3号)

## 平成27年第4回港区議会定例会提出予定案件（概要）

### 議案第115号

#### 港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の日額旅費の額を改定するものです。

- 内 容 行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の日額旅費を  
2,000円引き下げます。  
・ 4,000円 → 2,000円
- 施行期日 平成28年1月1日